

福岡県公報

平成30年3月20日
第3976号

目次

告示(第237号-第245号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) …………… 1
 - 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について (畜産課) …………… 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 3
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
 - 自衛官の募集 (市町村支援課) …………… 4
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 6
 - 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) …………… 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
 - 建設業の営業の停止 (建築指導課) …………… 7

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) …………… 8
- 福岡県指定無形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) …………… 8
- 福岡県指定名勝の指定 (教育庁文化財保護課) …………… 8

- 福岡県指定天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) …………… 8
- 福岡県指定無形民俗文化財の指定解除 (教育庁文化財保護課) …………… 8

公安委員会

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) …………… 9
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) …………… 9

告示

福岡県告示第237号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代4月号	雑誌15183-04	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント4月号	雑誌05303-04	ジェイズ・恵文社	

福岡県告示第238号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、腐^そ蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカパネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病並びに牛流行熱の発生予察のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1 血清学的検査（急速凝集反応検査及び酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1 ツベルクリン検査 2 剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査

ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 補体結合反応検査 5 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐 ^そ 蛆病	知事が腐 ^そ 蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査）、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家さんのうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	新 延 中 間 線	前	中間市浄花町7750番3先から 中間市中間一丁目6683番 2先まで	6.0 ～ 31.4	2,005.6
			後	中間市浄花町7750番3先から 中間市岩瀬四丁目751番 1先まで	11.5 ～ 46.0	1,316.4

福岡県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	勝 立 三 川 線	前	大牟田市船津町454番1先から 大牟田市船津町366番27先まで	9.8 ～ 10.6	252.0
			後	大牟田市船津町454番1先から 大牟田市船津町366番27先まで	9.8 ～ 26.0	252.0

福岡県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年9月福岡県告示第836号新宮都市計画下水道事業新宮公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

新宮町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業新宮公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年12月3日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年9月福岡県告示第836号の事業地に次の区域を加える。

新宮町

大字上府字柳ヶ浦の一部、大字三代字向畑の一部、大字原上字大蔵の全部、字丸ノ内、字瀬戸、字相ノ田、字小辻、字柿木坂、字池ノ内、字カマト、字花掛及び字水生田の一部

また次の区域を変更する。

大字上府字神木及び字灰カブリの一部、大字三代字壁塗及び字栗原の一部、大字原上字須川、字長田町、字力町、字千田及び字楠ヶ元の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡県告示第900号那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

那珂川町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業那珂川公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年2月8日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年11月福岡県告示第900号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第243号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小 川 洋

1 募集種目

(1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官

一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

(1) 一般曹候補生

平成30年3月1日（木）から平成30年5月1日（火）まで

(2) 自衛官候補生

ア 第1回募集

平成30年3月1日（木）から平成30年5月1日（火）まで

イ 第2回募集

平成30年5月2日（水）から平成30年6月22日（金）まで

3 受験資格

- (1) 18歳以上27歳未満の者で日本国籍を有する者
 (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

- (1) 一般曹候補生
 ア 第1次試験
 平成30年5月26日（土）
 イ 第2次試験
 平成30年6月28日（木）～7月1日（日）の間のうち指定する1日
- (2) 自衛官候補生
 ア 第1回募集
 (ア) 筆記試験
 平成30年5月26日（土）
 (イ) 口述・身体検査
 平成30年5月27日（日）～29日（火）の間のうち指定する1日
 イ 第2回募集
 平成30年7月7日（土）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所

春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称（予定）

(1) 一般曹候補生

ア 筆記試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学
福岡	福岡市城南区七隈8-19-1	福岡大学
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 口述・身体検査

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 自衛官候補生

ア 第1回募集

一般曹候補生に同じ

イ 第2回募集

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	8.0 ～ 73.0	1,399.5
			前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	8.0 ～ 73.0	1,399.5
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0

福岡県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1308番1先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1283番先まで

公告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成30年3月6日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめモール柳川
 - 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外
- 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

所在地 柳川市柳川駅前東部土地区画整理事業区域内37街区4画地

(変更後)

所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、粕屋町原町五丁目土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
粕屋町原町五丁目土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
粕屋町長者原東二丁目1番22号
- 3 設立認可の年月日
平成27年6月3日
- 4 解散認可の年月日
平成30年3月9日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市筒井三丁目645番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 倉富 純男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市岩瀬一丁目5920番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中間市蓮花寺三丁目16番35号
岩崎 善子

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年3月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
平成30年3月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社スペースデザイン	北九州市小倉北区三萩野2-1-6	丸山 光次郎	なし

- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

平成30年3月20日から平成30年3月23日までの4日間

4 処分の原因となった事実

株式会社スペースデザインは、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成30年3月20日

福岡県教育委員会

考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
江辻遺跡第4地点出土品	232点	粕屋町	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1-1

福岡県教育委員会告示第5号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第23条第1項の規定により、福岡県指定無形文化財を次のように指定する。

平成30年3月20日

福岡県教育委員会

無形文化	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号等	生年月日	住所
一朝軒伝法竹	磯 玄明	なし	昭和39年2月24日	福岡市博多区御供所町6-16

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定名勝を次のように指定する。

平成30年3月20日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
石井坊庭園	糟屋郡篠栗町大字若杉	641-1、641-2、642-1のうち、実測705.422平方メートル

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定天然記念物を次のように指定する。

平成30年3月20日

福岡県教育委員会

名称	所在地	所在地	地番
千女房のヤマザクラ	1本	京都郡みやこ町勝山宮原	852番地

福岡県教育委員会告示第8号

重要無形民俗文化財「豊前神楽」における県指定無形民俗文化財及び未指定無形民俗文化財の混在を解消するため、福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第30条第1項の規定により、次の福岡県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

平成30年3月20日

福岡県教育委員会

名称	関係告示
横代神楽附神楽面関係資料一括	昭和51年福岡県教育委員会告示第2号
春日神社岩戸神楽	平成3年福岡県教育委員会告示第7号
豊前市の岩戸神楽（岩屋神楽、山内神楽、黒土神楽、三毛門神楽、大村神楽、中村神楽）	平成11年福岡県教育委員会告示第4号

赤幡神楽	昭和51年福岡県教育委員会告示第2号
寒田神楽	昭和52年福岡県教育委員会告示第1号

公安委員会

福岡県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月20日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
平成30年5月4日～平成30年5月5日	福岡市の全地域
平成30年7月2日～平成30年7月16日	
平成30年7月21日～平成30年7月23日	北九州市の全地域
平成30年7月28日～平成30年7月30日	
平成30年8月5日～平成30年8月6日	
平成30年8月4日～平成30年8月6日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第76号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号二の規定に基づき、同号二の日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

平成30年3月20日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
平成30年5月4日～平成30年5月5日	福岡市の全地域
平成30年7月2日～平成30年7月16日	

平成30年7月21日～平成30年7月23日	北九州市の全地域
平成30年7月28日～平成30年7月30日	
平成30年8月5日～平成30年8月6日	
平成30年8月4日～平成30年8月6日	久留米市の全地域